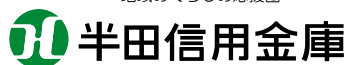


## 出資会員限定定期預金「絆 定期預金」説明書

1. 商品名	・出資会員限定定期預金「絆 定期預金」	
2. お預け入れ対象	・当金庫の出資をお持ちの個人または個人事業主の方	
3. 預金の種類	・スーパー定期1年(自動継続扱)	
4. 預入	(1)預入方法	・一括預入
	(2)預入金額	・10万円以上500万円以下(お一人様500万円まで)
	(3)預入単位	・1円単位
5. 取扱総額	・20億円	
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。	
7. 利息	(1)適用金利	・固定金利 1年もの年0.150%(税引後年0.119%)とし、預入時の利率を初回満期日まで適用します。 以後、自動継続時には店頭表示金利を適用します。 ・店頭表示金利については、店頭備え付けの金利表示ディスプレイまたは当金庫ホームページをご覧ください。 【当金庫ホームページアドレス <a href="https://www.hanshin-ca.co.jp">https://www.hanshin-ca.co.jp</a> 】
	(2)利払方法	・お利息は満期日以後に一括して支払います。
	(3)計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
8. 税金	・お利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)	
9. 取扱期間	・2024年4月1日(月)～2024年6月28日(金)	
10. 付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。 ・「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率)	
11. 中途解約時の取扱い	・解約日における普通預金利率を期限前解約利率とし、期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。	
12. 苦情処理措置	・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話:0120-8040-19)にお申し出ください。	
13. 紛争解決措置	・愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。	
14. その他参考となる事項	・お1人さま1金融機関あたり、決済用預金を除く他の預金と合算して、元本1,000万円までとそのお利息が預金保険制度により保護されます。 ・本説明書以外の取扱いにつきましては、「定期預金共通規定」「自由金利型定期預金(M型)規定」によりお取扱いします。 ・金融情勢により預金金利が変更となる場合がございます。 ・お預け入れは出資金をお持ちの店舗に限ります。	

地域のくらしの応援団



**半田信用金庫**